

障害者自立支援法案に対する附帯決議（抄）

○参議院厚生労働委員会（平成17年10月13日）

十五、障害者の雇用の促進に当たっては、障害者雇用促進法に盛り込まれている内容等を踏まえ、障害者雇用の場の創出・拡大に一層努めるとともに、雇用促進のための就労支援サービスと福祉サイドの生活支援サービスが相互にかつ適切に利用できるためのマネジメント体制の充実を図ること。また、就労移行支援については、障害の特性を踏まえた就労訓練期間等が設定されるよう必要な措置を講ずること。

学校教育法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（抄）

○参議院文教科学委員会（平成18年4月25日）

- 二、特別支援学校のセンター的機能が十全に発揮されるよう努めること。特に、幼稚園とともに保育所などの児童福祉施設、保護者等に対する支援にも万全を期するとともに、医療・福祉・労働等関係諸機関との連携にも努めること。
- 九、障害をもつ生徒の卒業後の就労を促進するため、厚生労働省との連携を強化するとともに、職業体験教育や就労のための個別指導及び卒業後も継続した就労支援に努めること。

○衆議院文部科学委員会（平成18年6月14日）

- 三 特別支援教育が、就学前教育から高等教育までのすべての学校において取り込まれるべきものであることに鑑み、厚生労働省との連携も強化し、障害をもつ子どもの就労支援まで含めた長期的な学習機会、適切な教育環境及び支援の享受が、居住する地域に係わらず可能となるよう配慮すること。
- 八 特別支援学校のセンター的機能が、地域にある諸学校並びに子どもが利用する施設等のみならず、医療・福祉・労働関係の諸機関及び保護者のネットワーク構築と連携に役立つものとなるよう努めること。

※再チャレンジ推進会議中間取りまとめより抜粋

再チャレンジ可能な仕組みの構築（中間取りまとめ案）

平成 18 年 5 月 30 日

2. 個別の再チャレンジ支援策

〔 様々な事情に応じた再チャレンジにもきめ細かく支援 〕

(1) 努力する意欲はあるが、困難な状況に直面している人の再チャレンジ支援

② 病気等になった人の再チャレンジ

○ 障害者に対する就労支援

- ・ 病気、事故等により離職した後に障害者となった場合に、社会復帰・職場復帰できるよう障害者就業・生活支援センター等の機関、基礎的・実践的訓練を担う施設、ハローワークの三者が一体となって自立支援のためのネットワークを就業と生活の両面から構築する。

また、身近な地域で就業・生活両面に亘る一体的な支援を行う障害者就業・生活支援センターを拡充し、中長期的には、全ての障害保健福祉圏域に設ける。

○ 精神障害者、発達障害者の就労支援

- ・ 精神障害者の就労支援については、医療、福祉、雇用の連携により復職支援を行うモデル事業等を実施する。
- ・ 発達障害者の就労支援については、発達障害の専門的な知識を有する者（特別支援サポーター）をハローワークに配置する。また、地域障害者職業センターにおいては、発達障害者向けの就労支援プログラムを実施する。
- ・ 中長期的に、精神障害者を障害者雇用率制度による雇用義務の対象とする。

再チャレンジ推進会議について

- 多様な機会が与えられ、何度でも再挑戦が可能となる仕組みを作っていくことは、内閣の重要政策課題であるとの認識の下、こうした再挑戦の仕組みについて政府全体として取り組むため、内閣に「多様な機会のある社会」推進会議（以下「再チャレンジ推進会議」という。）を設置する。
- 議長：内閣官房長官 各省庁により構成

平成 18 年 3 月 29 日設置

※経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006 より抜粋

経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006（骨太の方針）

平成 18 年 7 月 7 日

第 4 章 安全・安心の確保と柔軟で多様な社会の実現

2. 再チャレンジ支援

（2）個別の事情に応じた再チャレンジ支援

（努力する意欲はあるが、困難な状況に直面している人の再チャレンジ支援）

- ・各府省による障害者の受入実習事業の実施、発達障害者の就労支援、自立支援のためのネットワークの構築等、障害者や病気等になった人を政府一体で支援する。